○総務省告示第二百八十九号

無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）第二十一条第一項第六号の規定に基づき、平成五年郵政省告示第五百五十三号（無線従事者養成課程の実施要領を定める件）の一部を次のように改正し、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

令和七年八月二十五日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後

別表第三号　法規

授業科目	授業内容		授業科目及び内容の分類	養成課程別の授業の要否及び程度(注)															
	授業内容の要旨	授業内容の詳細		第三級海上無線通信士	第四級海上無線通信士	第一級海上特殊無線技士	第二級海上特殊無線技士	第三級海上特殊無線技士	レーダー級海上特殊無線技士	航空無線通信士	航空特殊無線技士	第一級陸上特殊無線技士	第二級陸上特殊無線技士	第三級陸上特殊無線技士	国内電信級陸上特殊無線技士	第二級アマチュア無線技士	第三級アマチュア無線技士	第四級アマチュア無線技士
電波法令	［略］																		
無線局の免許	［略］																		
	免許記録記録事項及びその変更等	免許記録記録事項	［略］																
		［略］																	
	［略］																		

改正前

別表第三号　［同左］

授業科目	授業内容		授業科目及び内容の分類	養成課程別の授業の要否及び程度(注)															
	授業内容の要旨	授業内容の詳細		第三級海上無線通信士	第四級海上無線通信士	第一級海上特殊無線技士	第二級海上特殊無線技士	第三級海上特殊無線技士	レーダー級海上特殊無線技士	航空無線通信士	航空特殊無線技士	第一級陸上特殊無線技士	第二級陸上特殊無線技士	第三級陸上特殊無線技士	国内電信級陸上特殊無線技士	第二級アマチュア無線技士	第三級アマチュア無線技士	第四級アマチュア無線技士
電波法令	［同左］																		
無線局の免許	［同左］																		
	免許状記載事項及びその変更等	免許状記載事項	［同左］																
		［同左］																	
	［同左］																		